三調政連ニュース　No.05－04

（発行） 令和 5 年 9 月 19 日　幹事長　中野　久生

公明党三重県本部「公明党政策懇談会」開催

令和 5 年 9 月 18 日（月）ホテルグリーンパーク津　6F　伊勢の間　において、「令和 6 年度予算政策要望」のヒアリングを兼ねた「公明党政策懇談会」が開催されました。

三重県土地家屋調査士政治連盟からは神戸会長、山本副会長、幹事長中野の 3 名が出席し、公明党三重県本部代表の中川康洋衆議院議員、上田勇参議院議員、新妻秀規参議院議員、公明党三重県本部幹事長の今井智広県会議員、公明党三重県本部副幹事長の山内道明副幹事長ほか13名の市会議員と別紙「要望書」に基づく懇談を行いました。短時間ではありましたが、質疑応答も活発におこなわれました。特に、地籍調査と狭あい道路関係について協議しました。神戸での狭あい道路シンポジウム案内状も10部お渡ししておきました。

事前に要望書を提出してあった為、要望会終了後に回答書をいただきましたので併せて掲載致します。また、出席者の名刺も掲載します。



要望書

団体名　三重県土地家屋調査士政治連盟

１、各市町における地籍調査事業の推進と予算・人員の確保について要望します。

各市町においては地籍調査事業が着手されておりますが、国土交通省ホームページによりますと県内の事業進捗率は令和４年度末時点（令和５年６月調査）で１０％であります（全国の下から２番目、大阪府と同順位)。過去３年同じ進捗率です。三重県は、全て（２９）の市町が全国平均進捗率に未達であり、調査実施中が２７市町、休止中が２市町で、進捗率１０％未満が１７市町です。令和３年度末に比べ、進捗率は横這いであり、成果に直結するのが困難な状況です。４市町が前年より１％進捗しています。

地籍調査事業は、インフラ整備や防災・減災に直結する事業であります。つきましては、事業予算の確保及び地籍調査を専門とする人材の確保についても引き続き要望します。各市町で各別に事情があることと思いますが、起こり得る大規模災害への備えとして、各市町へ県からも御助言いただきますよう要望します。所有者不明土地問題、境界立会での筆界未定問題、測量から登記処理に至るまでの期間が掛かりすぎる問題等内包する事業ですが、表示登記の専門家たる土地家屋調査士の活用を要望します。

２、　相続登記の義務化の推進及び所有者不明土地の解消にかかる積極的施策の検討について要望します。

令和６年度より相続登記の義務化が施行され、長期相続登記未了土地の解消が推進される一助となると思われます。国民各位への周知徹底も必要であります。表題部所有者不明土地の解消に向け、法務局が主体となり所有者等探索委員を指定し、取り組んでいますが全国で約２００万筆にも及ぶ土地の問題解消には相当の労力・期間を要すると推定されます。関係部局職員等十分な人員配置と予算措置が講じられることを要望します。

３、空家等対策の積極的な事業推進を要望します。

令和５年度内閣府骨太の方針に、空き家対策について、災害対策上の重要性も踏まえ、改正法等により、空き家の発生抑制や利活用、適切な管理、除却等の総合的な取組を進める、との文言が記載されました。また、衆議院及び参議院の国土交通委員会において空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議に、空家等の発生及び増加の抑制のための対策を講じ、地方公共団体にその対策を促すこと。また、空家等の活用等を促進するため、筆界又は境界の確定に関する所有者及び市町村への支援を行うこと。との決議がなされました。筆界や境界確定の専門家たる土地家屋調査士を是非御活用いただきたく思います。

４、継続要望として以下のとおり要望します。

ⅰ、狭あい道路解消にむけて各市町への働きかけのお願い

道路幅員が４メートル未満の狭あい道路につきまして、令和３年度現在で、１３の市町で､安全と利便性を備えたまちづくりを推進するため順次実施されております。（三重県ホームページより）

建築基準法第４２条第２項を拠り所に進められていますが､拡幅された部分の帰属や管理に関する基準が各自治体に委ねられているため､取扱いが各自治体ごとに異なる部分があります。結果、国土交通省の狭隘道路解消事例集によると､後退用地が自治体に寄付されている事例はわずか３０％に過ぎないという状況です。狭あい道路解消に特化した財源の確保と後退用地に関する統一的な制度、基準の策定を要望します。

ⅱ、未登記道路解消のための取組みについて

過年度未登記道路の解消につきましては、引続き予算化を含めた取組み、よろしくお願いいたします。

また、前記狭あい道路解消事業の他にも、境界確認立会時に新たに未登記道路が判明する場合があります。その際には、過年度のみならず現年度での予算執行が可能となりますよう、分筆費用の全額とはいわないまでも、一部でも行政で助成いただけないか予算化を強く要望いたします。

５、災害発生時における応援協力に関する協定の活用について、当会も参加させていただきたく要望します。

ここ数年梅雨末期の豪雨災害が各地で発生しております。今年も九州北部特に熊本県、東北北部の秋田県で豪雨災害が発生しました。幸いにも三重県では大きな災害はありませんでしたが、いつ発生するかもしれません。また、近未来に発生の可能性が高い東南海・南海トラフ大地震への備えも必要です。例年被災者生活再建支援制度及び住宅の被害認定業務に係る説明会に参加させていただいていますが、実際の災害発生時に活動経験がありません。三重県からの要請がないと活動ができないため、各市町から三重県に対し、応援要請があった際には、当会も参加させていただきたく要望いたします。

令和5年9月18日（月・祝）15:45-
ホテルグリーンパーク津 伊勢の間

2023公明党三重県本部　政策懇談会

土地家屋調査士政治連盟要望への回答

公明党三重県本部顧問
参議院議員　新妻　秀規

1.事業予算の確保及び地籍調査を専門とする人材の確保についても引き続き要望します。

各市町で格別に事情があることと思いますが、起こり得る大規模災害への備えとして、各市町へ県からも御助言いただきますよう要望します。

所有者不明土地問題、境界立会での筆界未定問題、測量から登記処理に至るまでの期間が掛かりすぎる問題等内包する事業ですが、表示登記の専門家たる土地家屋調査士の活用を要望します。

（国交省：答）

○　地籍調査の推進のため、当初予算及び補正予算により地籍調査の計画的実施に必要な予算の確保に努めるとともに、地籍アドバイザーや国の職員の派遣による地籍調査に関する研修や助言の実施、民間事業者への包括的な業務委託の活用促進等、地方公共団体への様々な支援に努めているところです。

○　また、事前防災の観点から地籍調査により土地の境界を明確化しておくことは特に重要であり、事業の優先採択を行う重点施策分野の中に防災対策を位置づけることにより、自治体による大規模災害等への備えを促しているところです。

○　さらに、地籍調査の推進においては、土地の筆界等について専門的な知識を有する土地家屋調査士の果たす役割は、非常に大きいと考えており、地籍調査の実際に際し、特に専門的な知識が必要な地区での調査実施時にお

いて土地家屋調査士が活用されているところです。

○　国土交通省としては、引き続き、地籍調査の計画的実施に必要な予算の確保や市町村等への支援を図るとともに、土地家屋調査士とも連携し、地籍調査を推進してまいります。

担当：国土交通省　不動産・建設経済局
地籍整備課　橘
連絡先（直通）：０３－５２５３－８３８３

２．相続登記の義務化の推進及び所有者不明土地の解消にかかる積極的施策の検討について要望します。

令和６年度より相続登記の義務化が施行され、長期相続登記未了土地の解消が推進される一助となると思われます。国民各位への周知徹底も必要であります。表題部所有者不明土地の解消に向け、法務局が主体となり所有者等探索委員を指定し、取り組んでいますが全国で約２００万筆にも及ぶ土地の問題解消には相当の労力・期間を要すると推定されます。関係部局職員等十分な人員配置と予算措置が講じられることを要望します。

（法務省：答）

令和３年の不動産登記法改正により、令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されることから、法務省では、その円滑な施行に向けて、土地家屋調査士を始めとする専門資格者の御協力をいただきながら、幅広い国民各層への周知・広報を行っています。

また、法務省では、全国に多数ある表題部所有者不明土地を解消するため、土地家屋調査士を始めとする専門資格者を所有者等探索委員として任命し、専門的知見をいただきながら、表題部所有者不明土地の解消事業を実施しています。

法務省としましては、引き続き、所有者不明土地の解消のため、必要な人的及び物的体制の整備を行ってまいります。

担当：法務省民事局　民事第二課
連絡先：０３－３５９２－５４３５

法務省資料

所有者不明土地問題への対応等に関する令和６年度概算要求

□ 政府方針

- **経済財政運営と改革の基本方針2023　第４章３．生産性を高め経済社会を支える社会資本整備（令和５年６月・閣議決定）**
  - 基本方針等に基づき、地籍調査や法務局地図作成等(※)を含む所有者不明土地等対策を進める
    ※ 令和３年改正民事基本法制による相続登記の申請義務化等に向けた国民への周知・広報、相談体制の強化を始めとする対応強化等
- **所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和５年６月・所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）（要旨）**
  - 所有者不明土地の積極的解消を図るために十分な法務局の体制整備や予算の確保に努める。

□ 令和６年度概算要求：約７３億４千万円　（令和５年度予算：約６７億８千万円）

（※法務省所管分のみ。令和５年度予算には令和４年度補正予算を含む。）

□ 所有者不明土地の解消や有効活用に向けた各種対策の推進

○ 相続登記の申請義務化の円滑な実施

⇒ 相続登記の申請義務化等について、様々な広報媒体による国民各層に向けた周知広報を行うとともに、登記手続案内の効果的な実施、専門資格者団体との連携など相談体制を強化する。
約２億５千９百万円

○ 長期相続登記等未了土地の解消作業の推進

⇒ 長期間にわたって相続登記等が未了となっている土地について、公共事業等の実施主体からの要望を踏まえ、登記官が調査対象土地の所有権の登記名義人となり得る者（法定相続人）を調査し、その結果を登記所に備え付けるとともに、調査により判明した法定相続人に通知を行い相続登記の申請を促す。
約７億５百万円

○ 相続土地国庫帰属制度の体制整備等

⇒ 相続土地国庫帰属制度の周知・広報を行うとともに、制度の円滑な実施のための体制を整備する。　約９千２百万円

○ 表題部所有者不明土地の解消作業の推進

⇒ 不動産登記の表題部所有者欄の氏名・住所の全部又は一部が正常に記録されていない土地について、登記官や所有者等探索委員が所有者を探索し、その結果を踏まえて登記の記録を改める。　約３億４千万円

○ 法定相続情報証明制度の円滑な運用

⇒ 各種相続手続に利用可能な法定相続情報証明制度の利用を推進し、相続人の相続手続における手続的な負担を軽減するとともに、登記所を訪れる相続人に対して、相続登記の申請を直接的に促す。　約３億４千７百万円

□ 登記所備付地図の整備の推進

⇒ 従来型、大都市型及び復興型登記所備付地図作成作業の実施により、土地の情報基盤である登記所備付地図の整備を推進する。
約５４億７千８百万円　（※境界特定制度を含む。）

□ 法務局における遺言書の保管制度の円滑な運用

⇒ 遺言者の申請に基づき、遺言書の原本とその画像情報等を保管・管理し、遺言者の死亡後、相続人等への遺言書の画像情報等を用いた証明書の交付等を実施するため、所要の体制を整備する。　約１億１千６百万円

□ 効果

土地の権利関係及び地籍の明確化による土地利用の円滑化、経済取引の活性化

3、空家等対策の積極的な事業推進

筆界や境界画定の専門家たる土地家屋調査士を是非ご活用いただきたい。

（国交省：答）

○　国土交通省では、空家の敷地に係る境界を明確化する観点から、土地の境界の専門家である土地家屋調査士に専門的知見を生かして、空家対策に積極的に協力いただく枠組みを構築しております。

○　具体的には、現行の空家法に基づく基本指針において、関係省庁と調整の上で、土地家屋調査士が空家対策の推進に積極的に協力する枠組みを設けております。

○　これを踏まえ、土地家屋調査士は、①市町村の設置する現行法第7条の協議会に構成員として参加すること、②市町村長からの委託を受けて特定空家に法第9条に基づく立入調査を行うこと、が可能になっております。

○　国土交通省では、改正法への附帯決議を踏まえ、筆界の未確定が空家を活用しようとする際に支障とならないよう、基本指針に筆界確定の重要性等を明記することで、空家対策に必要な筆界確定の推奨等を図ってまいります。引き続き、土地家屋調査士の空家対策への積極的なご参画を期待しております。

担当　：　国土交通省　住宅局　住宅総合整備課　深田
連絡先　０３－５２５３－８５０２

4．ｉ　狭あい道路解消にむけて各市町への働きかけのお願い

道路幅員が4メートル未満の狭あい道路につきまして、令和3年度現在で13の市町で、安全と利便性を備えたまちづくりを推進するため順次実施されております。（三重県ホームページより）

建築基準法第42条第2項を拠り所に進められていますが、拡幅された部分の帰属や管理に関する基準が各自治体に委ねられているため、取扱いが各自治体ごとに異なる部分があります。結果、国土交通省の狭隘道路解消事例集によると、後退用地が自治体に寄付されている事例はわずか30%に過ぎないという状況です。狭あい道路解消に特化した財源の確保と後退用地に関する統一的な制度、基準の策定を要望します。

（国交省：答）

○　国土交通省においては、建替え時のセットバックのタイミングで行われる狭あい道路の用地買収や舗装等に対する地方公共団体による取組みを、社会資本整備総合交付金等の狭あい道路拡幅整備事業により支援しております。

○　引き続き、地方公共団体による取組を促進するとともに、所要の予算の確保に努めてまいります。

○　また、令和4年度から狭あい道路の解消に向けた取組内容の整理に着手しており、令和5年度中に、地方公共団体にとって参考となるガイドラインを取りまとめることができるよう、検討を進めております。

担当　：　国土交通省住宅局　市街地建築課　粟津
連絡先　０３－５２５３－８５１５

公明党
参議院議員

新妻ひでき



東京事務所
〒100-8962
東京都千代田区永田町二―一―一
参議院議員会館一〇一二号室
TEL（六五五〇）一一一二
FAX〇〇三（六五五〇）一一一二

名古屋事務所
〒460-0008
名古屋市中区栄一―十四―十五
TRSビル2F 二〇二号室
TEL（二五三）五〇八六
FAX〇〇五二（二五三）五〇八六
E-mail:hideki_nizuma@komeijs.jp



公明党
参議院議員

上田勇

衆議院議員
公明党三重県本部代表

中川康洋

公明党

今井ともひろ

三重県議会議員
公明党三重県本部　幹事長



公明党三重県本部
〒514-0004　津市栄町2-307栄ビル
電話 059-225-1541　FAX 059-228-1956
県議会公明党控室
〒514-8570　津市広明町13
電話 059-224-2895　FAX 059-224-3300



KOMEITO 公明党

三重県議会議員
公明党三重県本部副幹事長
公明党三重県本部青年局長

山内みちあき
やまうち 道明

公明党

伊賀市議会議員

中谷かずひこ

KAZUHIKO NAKATANI



〒518-0225
三重県伊賀市桐ヶ丘8丁目161番地
TEL/FAX:0595-52-2207
携帯:090-8796-4930
E-mail:kazu2000@asint.jp
http://www.komei.or.jp/km/iga-nakatani/



公明党

津市議会議員

青山昇武

津市高茶屋
E-mail:aoyama.noritake@gmail.com
http://www.komei.or.jp/km/tsu-aoyama-noritake

KOMEITO 公明党



四日市市議会議員
党県幹事・三重第二総支部長

ひぐち ひろみ
樋口博己

市民の一番近くで 動く！働く！

鈴鹿市議会議員／防災士

池上茂樹（いけがみ しげき）



〒510-0206　三重県鈴鹿市稲生こがね園 9-1
059-388-7989　080-9804-8997
ike_sige2013@yahoo.co.jp

公明党

四日市市議会議員
公明党三重県本部政策局長

中川まさあき



〒510-0874 四日市市河原田町311-5
TEL/FAX 059-346-8905
携帯 090-3561-8343
iPad : massaki.masaaki1122@icloud.com
E-mail : yonshigi2021nakagawa@outlook.jp
携帯 mail : samurai-bushi.1bun@ezweb.ne.jp

公明党

松阪市議会議員
党第4総支部　総支部長
党松阪支部　支部長

松　岡　つ　ね　お

MATSUOKA TSUNEO



〒515-0044 三重県松阪市久保町1269-1 ルピナスA202
Tel/Fax:0598-29-1233 携帯:090-3458-1545
https://www.komei.or.jp/km/matsuzaka-matsuoka-tsuneo/
E-mail:matsu123@mctv.ne.jp



伊勢市議会議員

公明党

公明党県幹事
公明党三重第5総支部長

辻　たかき
つじ　孝記

〒516-0071三重県伊勢市一之木5-14-51
携帯 090-3307-9423
FAX 0596-24-8482
防災士（H24.5取得）
みえ防災コーディネーター（H24.11取得）

公明党

津市議会議員

小島　はるみ
こじま

HARUMI　KOJIMA



〒514-0065 三重県津市河辺町3060-2
TEL/FAX 059-253-5015　携帯 090-6465-7165

公明党

いなべ市議会議員

いとう　みほ
伊藤　三保

MIHO　ITO



〒511-0428 三重県いなべ市北勢町阿下喜82-2
TEL/FAX 0594-72-3789　携帯 080-6903-4208
Mail:miho-ito@m7.cty-net.ne.jp
https://www.komei.or.jp/km/inabe-ito-miho/



松阪市
Matsusaka City

松阪市議会議員

奥出　かよ子
おくで　こ

議会事務局
〒515-8515　三重県松阪市殿町1340番地1
TEL 0598-53-4433　FAX 0598-23-3962
https://www.city.matsusaka.mie.jp
自宅
〒515-0026　三重県松阪市立田町686番地14
携帯 090-7025-5221
mail yusa64yo@gmail.com

一人を大切に よりそい、届けます

鈴鹿市議会議員／党鈴鹿支部副支部長、県女性局長

船間　涼子
ふなま　りょうこ



〒513-0824　三重県鈴鹿市道伯町 2139-189
090-3389-6578
funama.ryoko@gmail.com

公明党

MUTSUMI ADUMI



公明党

津市議会議員
党津支部 副支部長／防災士

安積むつみ
あづみ

〒514-2222
三重県津市豊が丘1-20-5
TEL/FAX 059-230-2074
携帯 090-7023-7404

公明党

名張市議会議員

吉住みちこ
よしずみ



〒518-0401
三重県名張市
すずらん台東1番町236番地
TEL/FAX 0595-68-9075